

## 習志野市新庁舎等基本設計検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 市が進める新庁舎等の基本設計（以下「基本設計」という。）の策定にあたり市民及び学識経験者の視点からの意見及び助言を聴くため習志野市新庁舎等基本設計検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、新庁舎等建設の基本設計に関する次に掲げる事項について意見及び助言を述べるものとする。

- (1) 習志野市新庁舎等建設本部が必要と認めた事項
- (2) その他市長が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
  - (2) 本市のまちづくりに関しての豊富な経験を持つ者
  - (3) 建築、都市計画で豊富な経験と高い知識を持つ者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の数は10人以内とする。
- 3 前項に掲げる委員の選任にあたっては別に定める。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委員委嘱の時から平成26年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長がかけたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、習志野市新庁舎等建設本部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。